熊本市内で火薬類を取り扱う皆様へ

1　申請、届出等の窓口が『熊本県』から『熊本市』に変わります

火薬類取締法の改正に伴い、平成29年4月1日から熊本市内における火薬類取締法に基づく事務の窓口が、『熊本県総務部市町村・税務局消防保安課』から『熊本市消防局予防部指導課』に変更となります。火薬類を取り扱う皆様におかれましては、手続き窓口についてご留意ください。

※熊本市以外の手続き窓口に変更はありません。

2　『熊本市』が窓口となる事務

火薬類の製造、販売、貯蔵、譲渡・譲受、輸入、消費、廃棄等の許可、届出、報告等および保安検査等

3　引き続き『熊本県』が窓口となる事務

試験事務、免状交付事務、指定完成または保安検査機関の指定事務



4　許可申請等の手数料について

許可申請等に係る手数料は、申請窓口において現金での納付となります。熊本県収入証紙は使用できませんのでご注意ください。



お問い合わせ先

〒862-0971　熊本市中央区大江3丁目1番3号
熊本市消防局　予防部指導課　危険物保安班
TEL:096-363-7173　　FAX:096-363-9622